

危険物施設の規制

【危険物施設の設置(変更)許可(法11-1)】

- ・危険物施設の設置、位置・構造・設備の変更をする場合、**市町村長等**の許可を受けなければならない。
- ・位置・構造・設備は**消防法**で定める基準に従わなければならない。
- ・貯蔵または取り扱いは**危政令**で定める基準に従わなければならない。
- ・貯蔵または取り扱う危険物の品名・数量・指定数量の倍数を変更する場合は変更しようとする**10日前**までに**市長村長等**に届け出なければならない。

【申請行政庁(法11-1)】

- ①消防本部および消防署の設置されている市町村の危険物施設※1 →**市長村長**
- ②消防本部および消防署の設置されていない市町村の危険物施設※2 →**都道府県知事**
- ③消防本部および消防署の設置されている市町村の移送取扱所 →**市長村長**
- ④消防本部および消防署の設置されていない市町村の移送取扱所 →**都道府県知事**
- ⑤2以上の市町村にまたがる移送取扱所 →**都道府県知事**
- ⑥2以上の都道府県にまたがる移送取扱所 →**総務大臣**

※1・2 移送取扱所を除く。

【危険物の移送(法16の2 規政30の2)】

- ・移動タンク貯蔵所によって危険物を移送する際には、危険物取扱者免状を携帯した当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者が乗車していなければならない。
- ・連続運転が**4時間**を超える場合または**1日あたり9時間**を超える場合の長時間の移送の際は、**2人以上**の運転要員を確保する。
- ・アルキルアルミニウム等特殊な危険物を移送する際は、移送計画書を提出し、計画通り移送を行う。

【保安距離(危政9-1-1)】

- ・消防活動および延焼防止のために、危険物施設と保安対象物との間に保たなければならない距離
- ・製造所・屋内貯蔵所・屋外タンク貯蔵所・屋外貯蔵所・一般取扱所で必要

保安対象物	保安距離
同一敷地以外にある住居	<u>10m</u> 以上
高圧ガス・その他災害を発生させるおそれのある施設	<u>20m</u> 以上
学校・病院・劇場その他多数の人を収容する施設	<u>30m</u> 以上
重要文化財・重要有形民族文化財・史跡・重要美術品等の建造物	<u>50m</u> 以上
7,000Vを超え、35,000V以下の特別高圧架空電線	水平距離 <u>3 m</u> 以上
35,000Vを超える特別高圧架空電線	水平距離 <u>5 m</u> 以上

【保有空地(危政9-1-2)】

- ・火災が起きた際の延焼防止と消防活動のための危険物施設の周囲に確保する空地。
- ・空地内にはどんな物品であっても置くことはできない
- ・製造所・屋内貯蔵所・屋外タンク貯蔵所・**屋外の簡易タンク貯蔵所**・屋外貯蔵所・一般取扱所・**地上設置の移送取扱所**で必要。

区分	空地の幅
指定数量の10倍以下	<u>3 m</u> 以上
指定数量の10倍を超える	<u>5 m</u> 以上

危険物施設の規制

【10条規制】

- ・通常、防火対象物の消防用設備等は一般法である消防法第17条で規制されるが、危険物施設は特別法である消防法第10条で規制される。

【防火管理者を選任しなければならない危険物施設(火災予防条例)】

- ①同一敷地内の屋外タンク貯蔵所または屋内貯蔵所で、その貯蔵する危険物の数量の合計が指定数量の1,000倍以上のもの
- ②指定可燃物を貯蔵し、または取り扱う建物で、床面積の合計が1,500㎡以上のもの
- ③50台以上の車両を収容する屋内駐車場
- ④車両の駐車場のうち、地階に乗降場を有するもの